

[改正前]  
基礎年金の国庫負担  
割合は 1/3

平成16年度から1/2への引上げに着手  
平成21年度までに完全に引上げ  
〈それまでの道筋を法律上明記〉

### 1/2への引上げの道筋

平成16（2004）年度：着手

財源：年金課税の見直し

年金課税の見直しによる増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円（国庫負担割合11/1000に相当）を基礎年金の国庫負担に充当  
※平成17年（暦年）の所得から適用なので、平成16年度の充当分はその1/6（272億円）

平成17（2005）年度・18（2006）年度  
：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」

平成19（2007）年度を目途

【平成15年12月与党税制改正大綱】

「平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。」

平成21（2009）年度までに  
：2分の1への引上げ完了